

昭和60年 4 月 1 日

鞍手町条例第 2 号

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 6 月 9 日 条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日 条例第28号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月23日 条例第12号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例（昭和60年鞍手町条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第2条 条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の中から町長が任命する委員会の委員（以下「委員」という。）15人以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

(1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において、候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。

(2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。

(3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。

(4) 前2号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。

(5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。

(6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分		委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8人	議会関係者		2人
	地域自治関係者		1人
	農業関係者		1人
	商工業関係者		1人
	ボランティア関係者		1人
	福祉関係者		1人
	教育関係者		1人
指名 5人	企業関係者		3人
	女性		2人
公募 2人	町民		2人

(会議の公開)

第3条 条例第5条の規定による委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手續)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ（カメラ機能付携帯電話を除く。）の類を持っている者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第3条の規定により、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第10条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が第4条から第9条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の作成等)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名

(4) 会議事項

(5) 会議経過及び発言内容

(6) その他前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は2人とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿

任期：令和5年6月10日～令和7年6月9日

	選出区分		委員名	選出枠
1	議会関係委員	鞍手町議会	許 斐 英 幸	団体推薦 8名
2	議会関係委員	鞍手町議会	野 口 美恵子	
3	地域自治関係委員	鞍手町区長会	高 鍋 幸 雄	
4	農業関係委員	鞍手町農業委員会	幸 田 剛	
5	商工業関係委員	鞍手町商工会	船 津 敬 明	
6	ボランティア関係委員	鞍手町ボランティア連絡協議会	矢 野 百合子	
7	福祉関係委員	鞍手町社会福祉協議会	由 衛 久 子	
8	教育関係委員	鞍手町教育委員会	藤 井 睦 彦	
9	企業関係委員	鞍手工業団地協同組合	縄 手 寿 典	指名 3名
10	企業関係委員	株式会社ニッショウテクノス	田 代 雄 二	
11	女性委員	鞍手町民生委員・児童委員	筒 井 紀世美	
12	公募委員	町民	松 本 秀 樹	公募 2名
13	公募委員	町民	日 高 ゆかり	

計13名

■選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の団体推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。